

令和8年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
シ ン キ ョ ウ 化 ヘ キ ク 対 策 ・ 断 熱	1-1 ※	全体改修工事（やまがた省エネ健康住宅の認証を受けて改修するもの）	10点/工事	箇所	点
	1-2 ※	外部に面する住宅の開口部に別表第3（1）の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-3 ※注1	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第3（2）の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
バ リ ア フ リ ー 化	2-1 ※注1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	2-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	2-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
2-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）				
(1)注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点	
2-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事				
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
2-8 ※注1	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点	
2-9 ※	エレベーターや階段昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
ク 雪 化	3-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事（1階分につき5点）	5点/階	階分	点
	3-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
木 産 材	4 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1 m ³	m ³	点

- 参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。
 注1・・・1m²に満たない工事は要件工事にはならない（1m²未満切捨て）
 注2・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない（100cm未満切捨て）
 注3・・・0.1m³に満たない工事は要件工事にはならない（0.1m³未満切捨て）

合計	点
----	---